

高齢サポート（地域包括支援センター）職員の常勤換算配置の運用について

1 概要

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置について、令和7年4月1日施行の条例^{※1}の改正により、従来の配置基準を原則とした上で、京都市高齢者施策推進協議会（以下「推進協」という。）が必要と認める場合に、常勤換算方法^{※2}による配置が可能となった。

当該条例改正は、介護保険法施行規則の改正に基づき、センターに配置する専門3職種の人材確保が困難となっている現状を踏まえたものであり、本市においても、センター職員の確保・定着が課題となっていることから、以下のとおり運用基準を定め、常勤換算方法による配置について、運用を開始する。

※1 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

※2 常勤専従職員以外の職員の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間数で除して得た数と同じ数の常勤専従職員が当該センターに置かれているものとみなすことにより常勤専従職員以外の職員の数を常勤専従職員の数に換算する方法

2 運用基準（案）

人材確保とセンター運営の質の確保とのバランスを考慮し、以下のとおり運用する際の基準を定める。

- ・常勤職員3人（各職種1人ずつ）を超える場合、常勤換算での配置を可能とする。（参考）

専門職員の配置基準	常勤職員数	常勤換算での配置が可能な職員数
4人	3人	1人
5人	3人	2人
6人	3人	3人

- ・常勤職員1人に対し、常勤換算方法による非常勤職員の配置は3人までとする。
- ・他の事業所の職務との兼務は可能とする。
- ・業務に支障がないよう、職員間の引継ぎを適切に行うこと。

参考：別紙（常勤換算による配置のイメージ）

3 運用方法

センターから申請があった場合は運用基準に照らし随時適用を行うこととし、適用の状況については、事後に推進協に報告する。

4 運用開始日（予定）

令和7年9月以降

(参考) 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (抄)

(職員)

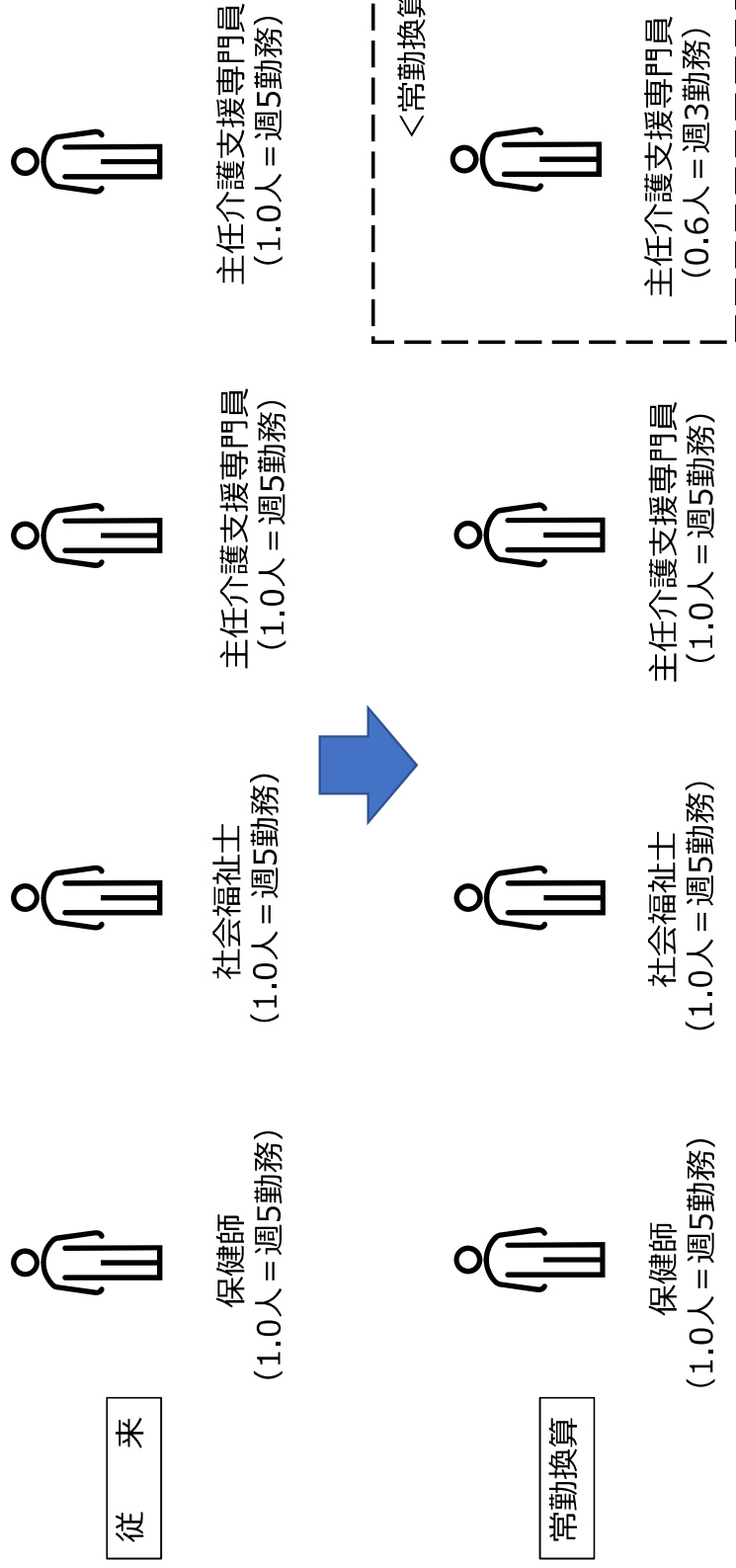
第38条の8 センターには、別表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数以上の専門職員（センターの職務に専ら従事する常勤の職員（以下「常勤専従職員」という。）のうち、規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者をいう。以下同じ。）を市長が定めるところにより置かなければならない。この場合における専門職員の数の算定については、京都市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤換算方法（常勤専従職員以外の職員の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間数で除して得た数と同じ数の常勤専従職員が当該センターに置かれているものとみなすことにより常勤専従職員以外の職員の数を常勤専従職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）によることができる。

(以下略)

(参考) 常勤換算による配置のイメージ

別紙

<専門職 4 人配置のケース>



※他の事業所の職務と兼務可能